

令和 6（2024）年 9 月 18 日

柏崎市市議会議員 各位

教育委員会 文化・生涯学習課

文化会館アルフォーレ空気調和機凍結破損について（最終報告）

表記の件について、以下のとおり報告します。

1 事故発生以降の経過

年月日	対応内容
令和 5（2023）年 1 月 25 日	事故発生
1 月 30 日	指定管理者より事故報告（速報）を受領
2 月 1 日	現地調査（市建築住宅課、市担当課、指定管理者、保守業者）
2 月 10 日	指定管理者より事故報告を受領
2 月 10 日	三役会議（事故報告）①
2 月 16 日	設計者（環境デザイン研究所）との協議
2 月 16 日	顧問弁護士相談①
2 月 21 日	市議会への報告「文化会館アルフォーレ空調設備破損及び備品の被害について（報告）」提出
3 月 23 日	三役会議（経過報告）②
4 月 11 日	現地調査（市建築住宅課、市担当課、指定管理者、保守業者、設置業者等）
4 月 17 日	顧問弁護士相談②
4 月 26 日	三役会議（経過報告）③
5 月 1 日	費用負担請求文書発行
5 月 10 日	指定管理者との協議
5 月 19 日	三役会議（経過報告）④
5 月 22 日	指定管理者より反論文書受領
5 月 29 日	副市長協議（経過報告）
6 月 1 日	指定管理者へ保険適用を要請（公立文化施設賠償責任保険）
6 月 21 日	自動制御装置設置事業者による事故報告書受領
9 月 15 日	保険会社回答（支払不能）
10 月 17 日	スタインウェイピアノの試弾実施（わたじん楽器監修） ※担当者は 1 級ピアノ調律技能士、日本ピアノ調律師協会会員、スタインウェイ会会員
10 月 19 日	顧問弁護士相談③

10 月 19 日	そんぽ ADR センターへ仲裁を依頼するよう指定管理者へ要請
10 月 24 日	三役会議（経過報告）⑤
12 月 8 日	そんぽ ADR センター担当弁護士より回答（支払不能）
12 月 21 日～ 令和 6（2024）年 4 月 2 日	顧問弁護士相談（3 回）④～⑥
4 月 9 日	スタインウェイピアノの試弾を再度実施
4 月 15 日	スタインウェイピアノ貸出再開申請受理
4 月 18 日	スタインウェイピアノ貸出再開承認
4 月 26 日	指定管理者より債務不履行に係る指定管理料の一部返還の申出 を受理
5 月 2 日	指定管理料の一部返還（4,653,000 円）の申出を承認
5 月 10 日	指定管理料の返還金を領収
6 月 17 日	市議会へ報告②「委員協議会_文化会館アルフォーレ空気調和 機凍結破損について（経過報告）」
7 月 16 日	顧問弁護士相談⑦

2 結論

顧問弁護士と協議した結果「裁判においては厳格な証明ができない場合、訴えが認められることはない。そのため、事故の再現実験を行い客観的に、事故と指定管理者の点検不備の因果関係を立証する必要があるが、このための費用が高額となることが見込まれ、現実的とはいえない。このことから、損害賠償請求のための裁判を起こしても、発生する行政コストの対価を得られないと判断できる。したがって、本件は双方による協議及び裁判による解決が困難であり、今後これ以上の進展が見込めないことから、本件については終息すべき」との結論に至りました。

以上